

特定非営利活動法人 地域おこし研究所 定款

第1章 総則

第1条（目的）

この法人は、福祉・環境や経済格差の社会的問題についてビジネス手法で解決を目指すソーシャルビジネスの視点から産業界、学界、官界の相互協調と総合的なフィールドワークで地域おこしを図っていくことを目的とし、地域社会の再生をめざすものとする。

第2条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 地域おこし研究所と称する。

第3条（特定非営利活動の種類）

この法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動

第4条（事業）

この法人は、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域おこしに関する各種コンサルティングの提案・支援
 - ・コミュニケーションデザインプロデュース
 - ・イベント&観光プロデュース
 - ・地域ものづくりプロデュース
 - ・地域ブランド商品企画・開発・販売プロデュース
- (2) ソーシャルビジネスによるセミナー等のイベント企画支援
- (3) 地域おこしに関する教育・啓発活動の提供
- (4) 前各号の事業に附帯する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第5条（事務所）

この法人は、事務所を札幌市北区に置く。

第2章 会員

第6条（会員の種類）

この法人は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した法人、任意の団体及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人を賛助する意思をもって加入した任意の団体及び法人と個人

第7条（加入）

この法人に、会員として加入しようとする者は、加入申込書に初年度の会費を添えて申し込まなければならない。但し、理事会が認めたものについては、この限りでない。

- 2、加入の承認は、理事会が行う。
- 3、初年度会費の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

第8条（会費）

会員は、会費を納入しなければならない。但し、理事会が認めたものについては、この限りでない。

- 2、会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条（退会）

この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の三分の二以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第 12 条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

第 3 章 役員等

第 13 条（役員）

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2、理事のうち、1名を代表理事とする。

3、理事のうち、副代表理事を2名以内置くことができる。

第 14 条（役員の選任）

役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2、代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。

3、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

第 15 条（役員の職務）

代表理事は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。

2、副代表理事は、代表理事を補佐し、日常の業務を執行し、代表理事に事故あるとき、又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3、理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき業務を執行する。

4、監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第 16 条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2、前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長するこ

とができる。

- 3、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 17 条（役員の解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第 18 条(役員の報酬)

役員には、報酬を支給しない。但し、常勤の役員は、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3、前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第 19 条（事務局）

この法人に事務局を設ける。

- 2、事務局に職員を置く場合、代表理事がこれを任命する。
- 3、事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 会議

第 20 条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 21 条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

- 2、理事会は、理事をもって構成する。

第 22 条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び活動予算、事業報告及び活動決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2、理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 23 条（開催）

- 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき
 - (2) 正会員の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 特定非営利活動促進法第 18 条第 4 号に定めるところにより監事が招集するとき
- 3、理事会は、次のいずれかの場合に開催する
- (1) 代表理事が必要と認めるとき
 - (2) 理事の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

第 24 条（招集）

- 会議は、前条第 2 項第 3 号に定める場合を除き、代表理事が招集する。
- 2、代表理事は、前条第 2 項第 2 号に定める場合には、請求の日から 30 日以内に会議を招集しなければならない。前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に定める場合には、請求の日から 14 日以内に会議を招集しなければならない。
- 3、会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第 26 条（定足数）

会議は、構成員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 27 条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 28 条（書面表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2、前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第 29 条（議事録）

会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

第 30 条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

第 31 条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

第 32 条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第33条（事業会計、予算及び活動決算）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- 2、この法人の事業計画及び活動予算は、毎事業年度、代表理事が作成し総会の議決を経なければならない。
- 3、この法人の事業報告及び活動決算は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第34条（暫定予算）

前項第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

- 2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第35条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 解散及び定款の変更

第36条（解散）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。

第37条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得て、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第7章 雜則

第38条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。

第39条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西脇 隆二
副理事長	朝岡 敏春
理事	高尾 広通
理事	坂口 行男
理事	佐藤 拓也
監事	高橋 広行

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2015年度通常総会までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から、2015年3月31日までとする。
- 6、この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 10,000円(年会費)
 - (2) 賛助会員費 一口 2,000円(年会費)